

資 料

■ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 ■

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市規則第 114 号
改正 H19—38(題名改称)、H25—25

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号)第 3 条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(H19—38 一改)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 所管に属する社会福祉法人に関する事項
- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(H19—38、H25—25 一改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(H19—38 一改)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(H25—25 一改)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

■ 平成 25 年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	鐘ヶ江 淳一	近畿大学九州短期大学教授	学識経験者	会長
2	丸野 陽一	飯塚医師会（丸野クリニック院長）	学識経験者	副会長
3	許斐 孝史	社会福祉法人 佐与福祉会 多機能型児童発達支援事業所 森の子 管理者	社会福祉関係者	
4	高橋 泰子	社会福祉法人茜会 理事長	社会福祉関係者	
5	淵上 忠彦	社会福祉法人穂波学園 理事長	社会福祉関係者	
6	山本 真理子	医療法人 社団豊永会 グループホームぼくらの家 施設長	社会福祉関係者	
7	江原 喜人	独立行政法人労働者健康福祉機構 総合せき損センター 医用工学研究員	社会福祉関係者	
8	秦 美喜子	飯塚市社会福祉協議会 事業第1課長	社会福祉関係者	
9	時川 宏臣	飯塚市民生委員児童委員協議会理事	社会福祉関係者	
10	堂園 欣寛	飯塚市身体障害者福祉協会副会長	福祉団体代表者	
11	野上 和男	飯塚市手をつなぐ親の会会長	福祉団体代表者	
12	辻田 雄一	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会会長	福祉団体代表者	
13	内菌 雅浩	飯塚市立小・中学校校長会（片島小学校校長）	教育関係者	
14	井上 清和	飯塚公共職業安定所所長	関係行政機関 代表者	
15	河原 信子	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 社会福祉課長	関係行政機関 代表者	
16	多田 憲昭	飯塚市自治会連合会副会長	その他 住民代表等	
17	原 英之	部落解放同盟飯塚市協議会副委員長	その他 住民代表等	
18	新 良一	公募委員	その他 住民代表等	
19	泉地 智	公募委員	その他 住民代表等	

■ 飯塚市障がい者計画策定の経緯 ■

開催日	内容
平成 25 年 7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 1 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 計画策定の考え方及び計画の期間 ・ 策定の方法及びスケジュール ・ 障がい者等を対象としたアンケート調査について ・ 障がい者団体等を対象としたアンケート調査について
平成 25 年 8 月 5 日～ 8 月 23 日	■ 障がい者等実態調査（アンケート調査）の実施
平成 25 年 8 月 23 日～ 9 月 14 日	■ 障がい者等実態調査（ヒアリング調査）の実施
平成 25 年 9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 2 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 第 2 期飯塚市障がい者福祉計画の推進状況について ・ 第 3 期計画の策定に係る障がい者等実態調査結果について （アンケート調査結果及びヒアリング調査結果）
平成 25 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 3 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 障がい者等実態調査結果の分析 ・ 飯塚市の地域特性と障がい者の現状 ・ 第 3 期計画の基本理念、基本目標及び施策体系
平成 25 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 4 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 各論の構成 ・ 各施策分野の内容
平成 25 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 5 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 前回の協議会で審議した施策分野に関する資料の改訂 ・ 各施策分野の内容
平成 26 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 6 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 前回の協議会で審議した施策分野に関する資料の改訂 ・ 各施策分野に係る横断的視点 ・ 市民意見募集について
平成 26 年 2 月 3 日～ 2 月 24 日	■ 飯塚市障がい者計画（原案）に関する市民意見募集の実施
平成 26 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 7 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 計画原案の修正等 ・ 計画書巻末資料
平成 26 年 3 月 20 日	■ 飯塚市障がい者施策推進協議会会長より市長へ計画案を答申
平成 26 年 3 月 28 日	■ 第 3 期飯塚市障がい者計画（案）を承認・決定

■ 飯塚市障がい者計画の関係法律等 ■

(計画書本文への登場順)

用語	解説
障害者権利条約	正式には「障害者の権利に関する条約」。障がいのある人の基本的人権の享有を確保すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国際的原則。2006年(平成18年)12月13日に第61回国連総会において採択された。我が国では2007(平成19年)年9月に本条約に署名して以来、批准に向けての法整備等が進められてきた。2013年(平成25年)12月に条約締結(批准)の国会承認を得て、2014年(平成26年)1月20日、批准書を国際連合事務総長に寄託した。本条約の規定により、批准書寄託の日から30日目に当たる2014年2月19日に本条約が我が国において効力を生ずることとなった。
障害者基本法	平成5年12月心身障害者対策基本法が全面改正され現行の法律名となる。障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成23年の改正では目的規定や障がい者の定義をはじめ、各種基本的施策に関する規定の見直しが行われた。飯塚市障がい者計画は、同法第11条の規定により策定されているもの。
障害者自立支援法/ 障害者総合支援法	障害者自立支援法は、従来、身体・知的・精神と三つに分かれていた障がい者を一元化し、障がいの種別にかかわらず障がい者の自立を支援するため共通のサービスを提供すること等を目的とする法律。平成18年4月の施行以来、サービスの利用者負担のあり方等に対して多くの問題点が指摘され、平成25年4月からは名称も障害者総合支援法(正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)に改められた。
障害者虐待防止法	正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者に対する虐待の禁止、国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障がい者の保護及び自立を支援するための措置等を定めるとともに、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的とする法律。平成24年10月施行。
障害者優先調達推進法	正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」。障がい者就労施設で働く障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済的自立を促進するため、国や地方公共団体等が物品やサービスを調達する際には障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。平成25年4月施行。
障害者差別解消法	正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする不当な差別的取り扱いによって障がい者の権利利益を侵害することを禁じた法律。障がい者にとっての「社会的障壁」を除去するために行政機関や事業者が行う「必要かつ合理的配慮」について規定されている。平成25年6月に成立、公布。平成28年4月施行。

用語	解説
障害者基本計画	障害者基本法の規定に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本計画。平成5年の障害者基本法成立から10年ごとに策定されてきたが、平成25年度からの第3次計画は、平成23年の同法改正を踏まえて障がい者施策の基本原則等を見直し、平成29年度までの5年間の計画として策定された。
自殺対策基本法	自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成18年10月施行。
障害者雇用促進法	正式には「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。事業主に対して一定の割合に基づく人数の障がい者を雇用することを義務付ける「法定雇用率」を規定している。平成25年には、雇用の分野における障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えるなどの改正が行われた（平成28年4月以降、段階的に施行）。

■ 飯塚市障がい者計画に係る用語解説 ■

(五十音順)

用語	解説
【あ行】	
アクセシビリティ	「近づきやすさ」を意味する英単語であり、障がいのある人にとっても情報やサービスがどれだけ利用しやすい状態にあるかを表す。
育成医療	「自立支援医療」の項を参照。
インターンシップ	学生が在学中に就労体験をすることにより、職業意識を習得するための制度。
うつ病	抑うつ状態を主症状とする精神疾患。躁（そう）病と対比される。うつ症状のみのもの、躁・うつ両方の症状を繰り返すもの等があり、これらを含めて今日では気分障がいと呼ばれている。
オストメイト	腸や膀胱の疾患等により、人工肛門・人工膀胱等を造設した人のこと。
【か行】	
学習障がい	「発達障がい」の項を参照。
共生／共生社会	国や地域社会の中で、人間同士がそれぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ互いに連帯し、共に生きていくこと。障がい者福祉の分野で用いられる場合は、障がいのある人と障がいのない人がともに生きていくことのできる社会のあり方を表す。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができ人のこと。「命の門番」の意味で名付けられた用語。
健康寿命	健康で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護事業	自分の権利や支援の必要性を表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者がその権利を主張し、行使できるようにするための事業。具体的には、判断能力が一定程度はあるが十分ではない高齢者や障がい者等を対象とした福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を社会福祉協議会が実施している。なお、判断能力が不十分、あるいは常に判断能力を欠いている状況にある障がい者等の場合は、成年後見制度の利用によって権利の擁護を図ることになる。（「成年後見制度」の項を参照）
高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がいなどの様々な原因で脳が損傷されたため、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。
【さ行】	
更生医療	「自立支援医療」の項を参照。
自主防災・防犯組織	災害時に支援が必要な高齢者や障がい者等が近くにいれば救助するなど、安全で安心して暮らせるまちづくりのために地域住民がお互いに助け合う活動を組織的に行うことを目的としたもの。

用語	解説
肢体不自由	上肢・下肢及び体幹機能の障がい。
自閉症	「発達障がい」の項を参照。
重度障がい者医療	重度の障がい者に対する医療費の助成制度。国民健康保険等による公費負担とは別に、地方自治体が独自に行っているもの。障がいの等級や所得の状況など、助成を受けるための要件が定められている。
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する通報や届出の受理、障がい者やその養護者に対する虐待防止のための相談・指導・助言、障がい者虐待防止に関する啓発活動等を行う。障害者虐待防止法に規定されたセンター。
障がい者週間	12月3日から9日までの一週間を指す。国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための期間として障害者基本法に規定されたもの。同法において、国及び地方公共団体は障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う拠点施設。
障がい程度区分／障がい支援区分	障がい者が障害者自立支援法に規定された障がい福祉サービスをどの程度必要としているか明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に表す区分。軽度の「区分1」から最重度の「区分6」までの6段階から成り、市町村がサービスの種類や量を決定する目安となる。同法が障害者総合支援法に改正されたことにより、平成26年度から、障がいの多様な特性等をより適切に反映させることを目的として、新たな判定基準に基づく「障がい支援区分」に改められた。
ジョブコーチ支援制度	障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（職場適應援助者）が職場に出向いて、仕事に適切に対応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行う制度。支援が終わったあとも障がい者が安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても障がいを理解し適切な配慮をするための助言等を行う。
自立支援医療	<p>障害者総合支援法に基づく制度で、障がい児・者が自立した日常生活・社会生活を営むために提供される必要な医療のこと。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類があり、公費による医療費の助成を受けることができる。</p> <p>①更生医療</p> <p>身体障がい者を対象とした、日常生活能力や職業能力を回復または獲得するために必要な医療。心臓機能障がいに係る手術及びそれに伴う医療、じん臓機能障がいに係る人工透析などがある。</p>

用語	解説
自立支援医療（続き）	<p>②育成医療 身体に障がいのある児童、または、そのまま放置すれば将来に障がいを残すと認められる疾患がある児童を対象とした、障がいを軽減したり障がいの進行を防いだりすることが可能である場合に必要な医療。</p> <p>③精神通院医療 精神疾患がある人を対象とした、通院による医療。精神障がい者への適正な医療の普及を目的とする。</p>
スクール・カウンセラー	いじめや体罰などの問題に関して児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される者。心理学的なアプローチによってカウンセリングを行う専門職であり、多くは臨床心理士が務めている。
ストーマ	腸や膀胱の疾患等のため、人工的に作られた排泄口（人口肛門、人工膀胱）。専用の装具を着けて排泄物を処理する。
生活習慣病	成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病等の総称。従来は成人病といわれていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深くかかわっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という新たな概念を導入した。
精神保健福祉士	精神障がい者の生活を支援する立場で、医療や保健、福祉などの分野で相談にのり、生活面での問題解決のための援助や、就労など本人が望む社会生活に向けて種々の支援活動を行う専門職。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利な契約を結んだりすることのないよう、代理人として選任された人（後見人、保佐人等）が本人の判断能力を補い保護する制度。弁護士等の個人が後見人等に選任されることが多いが、幅広い後見事務に対応できる専門的知識・体制を備えた法人が必要に応じて後見人に選任される場合があり、これを法人後見という。
総合的な学習の時間	平成 10 年の学習指導要領の改訂において小・中学校の教育課程に、平成 11 年の学習指導要領の改訂において高等学校の教育課程に、それぞれ新たに創設されたもの。身の回りにある様々な問題状況について、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとする。どのような内容・方法で実践するかは各学校に委ねられているが、国際理解、情報、福祉・健康などの課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題といった観点が例示されている。
【た行】	
通級指導教室	「特別支援教育」の項を参照。
適応指導教室	市町村の教育委員会が、心理的な理由などで登校できない小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設等に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

用語	解説
特定疾患	「難病」の項を参照。
特別支援学級	「特別支援教育」の項を参照。
特別支援学校	「特別支援教育」の項を参照。
特別支援教育	<p>障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切指導及び必要な支援を行うという考え方に基づく教育。平成 18 年の学校教育法等の改正により、「特別支援学校」の創設（従来の養護学校等の再編）、小中学校等における特別支援教育体制の確立などの形で具体化された。</p> <p>①特別支援学校 従来の盲学校、聾学校、養護学校の制度を障がい種別を超えた学校制度に一本化したもの。児童・生徒等の障がいの重複や多様化を踏まえ、個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施することを目的とする。</p> <p>②特別支援学級 障がいの比較的軽い子どものために小学校・中学校・高等学校等に置くことができる特別編成の学級。知的障がい、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、自閉症・情緒障がいなどの児童・生徒を対象とする。</p> <p>③通級指導教室 小中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がい（視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、発達障がいなど）のある児童・生徒が、障がいの状態に応じた特別の指導を受けるために、通常学級とは別に設置された教室。必要に応じて他校の通級指導教室を利用することもできる。</p>
トライアル雇用	知識や経験がないことから障がい者の雇用をためらっている事業所で、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりのために障がい者を試行的に雇用すること。
【な行】	
内部障がい	身体障害者福祉法で規定する身体障がい的一种。心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがある。
難病	原因が不明で、治療方法が確立されておらず、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、または、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病に対する社会通念上の呼び名。このうち厚生労働省が研究事業等の対象として指定している「特定疾患」については、医療費の一部公費負担による助成制度が設けられている。

用語	解説
二次障がい	身体障がい者において、既存の障がい（一次障がい）の進行等によって新たに出現した障がいのこと。また、発達障がいにおいては、対象者が抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうことを指す。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等社会的に弱い立場の人たちを特別視するのではなく、ともに生きる社会こそノーマル（正常）であるという考え。
【は行】	
ハザードマップ	浸水・氾濫情報等や避難場所、避難経路の位置、情報入手方法などの各種防災情報を具体的に表示したもの。
発達障がい	<p>発達障害者支援法（平成17年4月施行）において「脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と規定されている。同法の施行により、既存の障がい者福祉の対象外であった発達障がい者が法的に認定され、支援の対象となった。また、平成23年に施行された改正障害者基本法において、身体・知的・精神障がい者と同様に発達障がい者も障がい者の範囲に含まれるものと規定された。発達障がいには、主として次のようなものがある。</p> <p>①自閉症 他人との人間関係をつくれな、話し言葉の発達に遅れがある、パターン化した行動や執着的行動（こだわり）が見られるといった症状が見られる。</p> <p>②アスペルガー症候群 言葉の発達に著しい遅れはないが、対人関係やコミュニケーションに困難がある、パターン化した行動や興味・関心のかたよりの面など自閉症と類似した特徴がある。</p> <p>③学習障がい 知的な面での遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。英語の頭文字を取って「LD」とも呼ばれる。</p> <p>④注意欠陥多動性障がい 不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動するといった特徴がある。英語の頭文字を取って「ADHD」とも呼ばれる。</p>
バリアフリー	障がい者や高齢者等の生活・活動の妨げとなっているバリア（障壁）を取り除いた、障がい者等が自由に活動できる生活空間のあり方を示す用語。今日では、障がい者の社会参加促進の観点から、物理的バリアフリーだけでなく心理的バリアフリー、制度的バリアフリー、情報のバリアフリーなど、物心両面における障壁の除去が求められている。

用語	解説
ピアカウンセリング	障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人自らがカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言・指導を行う。
避難支援プラン	高齢者や障がい者など災害時要援護者と呼ばれる人への災害発生時における避難支援対策について、その基本的な考え方や取り組み方を定めるものとして作成する計画。
福祉委員	自治会長と民生委員の合議により推薦され、社会福祉協議会が委嘱している。地域において、支援を必要とする高齢者や障がい者等の見守りネットワークの中心を担う人材として、民生委員等と協働して活動する。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とする事業。本市では原則として小学校 1～4 年生の児童を対象とするが、市長が特に必要と認めるときは小学校 6 年生までの児童も利用できるとされている。
法人後見	「成年後見制度」の項を参照。
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国及び地方公共団体等に課されている障がい者の雇用割合。同法の改正により、平成 25 年 4 月から民間企業においては 1.8%から 2.0%に、国及び地方公共団体等においては 2.1%から 2.3%に引き上げられた。
【ま行】	
マイノリティ	「少数派」を意味する英単語。一般的には、人種・心身の状態・文化の差異等によって社会の偏見の対象となるような限られた少数者を指して使われることが多い。
民生委員・児童委員	民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員。地域住民の生活状態を必要に応じて把握すること、生活に関する地域住民からの相談に応じて助言その他の援助を行うこと、福祉事務所等の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とし、社会奉仕の精神をもって活動するものとされている。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーが「障がいのある人にとってのバリア（障壁）を取り除く」という考え方であるのに対し、障がいの有無・年齢・性別・人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
【ら行】	
リハビリテーション	いろいろな障がいのある人々に対し、その障がいを可能な限り回復治療させて、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的にできる限り自立した生活を送るために行われる専門的技術のこと。

用語	解説
療育	医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対して医療や保育・教育を施し、残された能力や可能性を開発し、自立に向かって育成すること。
臨床心理士	心理学的な技法によって患者などを検査・診断し、さまざまな心理療法を行う専門職。心の問題や悩みなどについて、臨床的な心理学の技法を用いて解決を図ったり、相談に応じたりする。

＜第3期飯塚市障がい者計画＞

平成26年 3月発行

発行 飯塚市 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
〒820-8501

飯塚市新立岩5番5号

電話 (0948) 22-5500

FAX (0948) 21-6356